

青森県教育委員会第852回定例会会議録

1 期 日 令和2年1月8日（水）

2 開 会 午後2時30分

3 閉 会 午後2時38分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

議案第1号 公立専修学校設置の認可について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
そ の 他 県立高等学校教育改革に係る要望書について
そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名
和嶋延寿（教育長）、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名
なし
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、三戸教育次長、佐藤教育政策課長、赤尾職員福利課長、長内学校教育課長、早野教職員課長、高橋学校施設課長、葛西生涯学習課長、谷地村スポーツ健康課長、佐藤文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
豊川委員、中沢委員
- ・書記
小関英規、藤田真希也

7 議 事

議案第1号 公立専修学校設置の認可について

（早野教職員課長）

資料1ページ、参考資料1ページから2ページを御覧いただきたい。

五所川原市から、公立専修学校「五所川原市立高等看護学院」を令和2年4月1日付けで設置したい旨の認可申請があった。五所川原市立高等看護学院は、昭和41年に開設され、以来、これまでの卒業生は1,270人を数え、卒業生の8割以上が県内で看護師として就業するなど、本県の地域医療の第一線で活躍する人材を多数輩出している。現在は、保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所であるが、令和2年度からは、これに加えて、学校教育法に基づく専修学校としての位置付けを得ようとするものである。専修学校となることにより、生徒の大学への編入学が可能となり、専門職として更なるキャリアアップを目指すことができる点や、日本学生支援機構の奨学金を受けることが可能となり、経済的に余裕のない生徒の修学促進につながるといった点が期待されている。専修学校の設置については、学校教育法及び文部省令「専修学校設置基準」において、修業年限、授業時数、生徒・教員数、施設設備などの様々な基準が定められており、今般の五所川原市の申請について、事務局において書類審査及び現地調査を行った結果、法令上の基準に適合し

ていると確認されたことから、学校教育法第130条第1項の規定に基づき、設置を認可することが適当と認められるものである。

(野澤委員)

専修学校となることは、学生にとって利点が多い。これを契機にキャリアアップを目指す学生が増えればよい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

その他 県立高等学校教育改革に係る要望書について

(古川高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校教育改革に係る要望書について、この度、1件受理したので、その概要を御説明する。

本件については、青森県立田子高等学校の募集停止に伴い、通学や下宿等の負担に対する支援等を求めるものであり、青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81、田子町長山本 晴美 外2名から、令和元年12月10日に受理したものである。田子高等学校については、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画において地域校として配置したところである。同校の入学者数については、平成30年度は13人、今年度は9人であり、2年間継続して20人未満となったことから、基本方針に定める基準に基づき、本年4月より町長及び教育長を複数回訪問し、同校の募集停止に向けた協議を行い、令和元年10月23日青森県教育委員会第317回臨時会において募集停止を決定したものである。本件の内容については、田子町の方々の思いの表れであると受け止め、今後の各種取組の検討における参考とする。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。県立高等学校教育改革に係る要望書については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

(豊川委員)

交通法規違反の件数が減るように、措置を講じていただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。